

一般社団法人新潟県経営者協会 専務理事 殿

北陸信越運輸局
新潟運輸支局長



トラック運送事業者の適正な運賃収受へのご理解とご協力について（お願い）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による輸送量減少により、事業経営に大きな影響を及ぼしている中、燃料価格高騰と物価高騰による車両設備等費用のコスト増加を受け、事業存続に係る大きな危機に直面しております。

国土交通省では、平成 20 年に「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン（平成 24 年改定）」において、燃料コストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定め、令和 2 年 4 月には国土交通省告示の「標準的な運賃」においては、燃料費の別建て収受と人件費や車両設備等の経費を含めた適正な運賃収受について定めています。

一方で、多くのトラック運送業事業者は、燃料価格高騰分及び人件費や車両設備等の経費を含めた適正な運賃を収受できていないのが実態であり、トラック輸送を利用される荷主の皆様のご理解が欠かせません。

つきましては、事業者の窮状をご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、ご理解をいただき、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

【ご理解とご協力をお願いしたい事項】

トラック運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分及び人件費や車両設備更新等の費用を反映した適正な運賃・料金（「標準的な運賃」の設定、燃料サーチャージの導入等）への見直し。

（参考）

- ・トラック輸送の標準的な運賃が定められました（国土交通省）
- ・トラック運転者の改善基準告示が改正されます（厚生労働省）

【お問い合わせ】

北陸信越運輸局 新潟運輸支局 輸送・監査部門
TEL：025-285-3124

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。

規制の適正化

事業者が遵守すべき
事項の明確化

荷主対策の深度化

標準的な運賃の告示制度の導入

背景

- 原価を回収できる運賃（対価）の収受が必要
- 結果、法令遵守した、持続的な経営が困難

標準的な運賃の
告示制度の導入

（令和2年4月24日告示）
法令を遵守して、持続的に事業を
行う際の参考となる運賃の告示

国土交通省が告示した

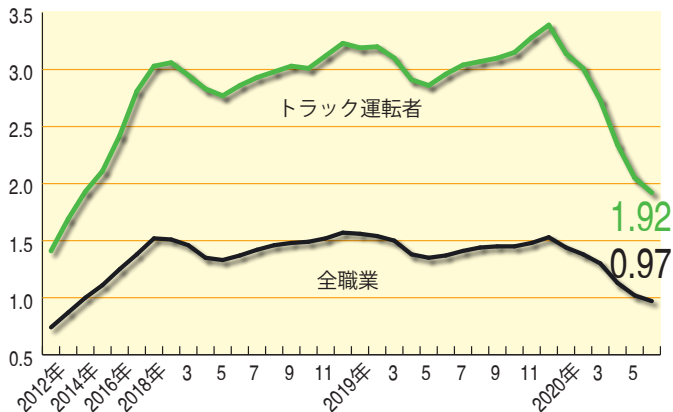
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類		距離制運賃		時間制運賃	
地域		地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車型		バン型の車両で設定			
車種					
		小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
対象となる運送契約		車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の関	係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			

データで見るトラック運転者

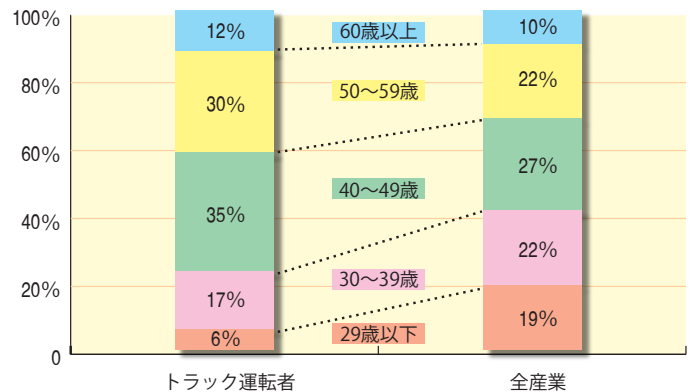
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約 2.0 倍高い



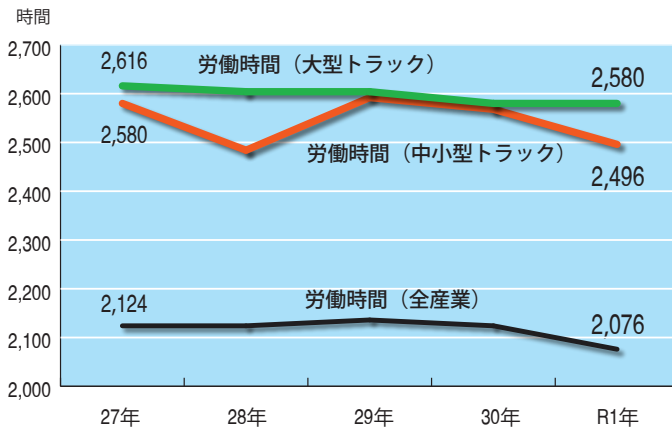
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



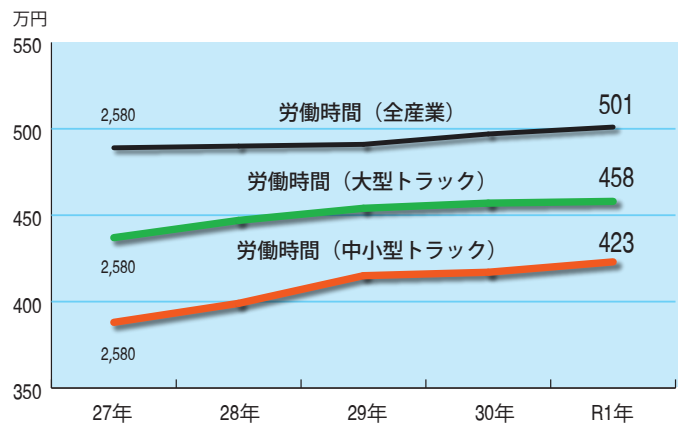
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約 2 割長い



他産業と比べ低い賃金

年間賃金 全産業平均より約 1 割～2 割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途収受することとされています。

運賃(運送の役務の対価)

+

料金(積込・取卸料、附帯業務料)
実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

- 割増** 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増
- 割引** 長期契約、往復割引
- その他** 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和 2 年国土交通省告示第 575 号（令和 2 年 4 月 24 日）〕

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

東北運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

関東運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

北陸信越運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

中部運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,390	16,530	20,790	25,850
20km		16,080	18,500	23,430	29,270
30km		17,770	20,480	26,070	32,690
40km		19,460	22,450	28,710	36,110
50km		21,150	24,420	31,350	39,530
60km		22,840	26,390	33,990	42,950
70km		24,530	28,370	36,630	46,370
80km		26,220	30,340	39,270	49,790
90km		27,910	32,310	41,910	53,210
100km		29,600	34,280	44,550	56,630
110km		31,290	36,240	47,120	59,950
120km		32,980	38,190	49,690	63,270
130km		34,670	40,140	52,250	66,580
140km		36,370	42,090	54,820	69,900
150km		38,060	44,040	57,390	73,220
160km		39,750	45,990	59,960	76,540
170km		41,450	47,940	62,520	79,850
180km		43,140	49,900	65,090	83,170
190km		44,830	51,850	67,660	86,490
200km		46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		8,440	9,680	12,660	16,340

近畿運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,330	16,490	20,790	25,860
20km		16,020	18,460	23,430	29,290
30km		17,710	20,430	26,080	32,710
40km		19,400	22,400	28,720	36,140
50km		21,090	24,380	31,370	39,570
60km		22,770	26,350	34,010	43,000
70km		24,460	28,320	36,650	46,430
80km		26,150	30,290	39,300	49,860
90km		27,840	32,270	41,940	53,290
100km		29,530	34,240	44,590	56,720
110km		31,220	36,190	47,160	60,040
120km		32,910	38,140	49,730	63,360
130km		34,600	40,090	52,300	66,690
140km		36,290	42,040	54,870	70,010
150km		37,980	43,990	57,440	73,330
160km		39,670	45,940	60,010	76,660
170km		41,360	47,890	62,580	79,980
180km		43,050	49,840	65,150	83,300
190km		44,740	51,790	67,720	86,620
200km		46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		8,430	9,680	12,670	16,370

中国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		13,000	15,060	19,220	23,980
20km		14,580	16,920	21,730	27,260
30km		16,160	18,770	24,240	30,530
40km		17,740	20,620	26,750	33,800
50km		19,310	22,480	29,270	37,070
60km		20,890	24,330	31,780	40,340
70km		22,470	26,180	34,290	43,610
80km		24,050	28,040	36,800	46,880
90km		25,620	29,890	39,320	50,150
100km		27,200	31,740	41,830	53,420
110km		28,770	33,570	44,260	56,580
120km		30,350	35,400	46,700	59,740
130km		31,930	37,230	49,130	62,910
140km		33,500	39,050	51,570	66,070
150km		35,080	40,880	54,000	69,230
160km		36,650	42,710	56,440	72,390
170km		38,230	44,540	58,870	75,550
180km		39,800	46,360	61,310	78,710
190km		41,380	48,190	63,740	81,870
200km		42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,850	9,060	11,990	15,560

四国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		12,280	14,290	18,380	22,990
20km		13,800	16,080	20,830	26,180
30km		15,320	17,870	23,270	29,370
40km		16,840	19,660	25,710	32,560
50km		18,350	21,450	28,160	35,750
60km		19,870	23,250	30,600	38,940
70km		21,390	25,040	33,040	42,130
80km		22,910	26,830	35,490	45,320
90km		24,420	28,620	37,930	48,510
100km		25,940	30,410	40,370	51,700
110km		27,460	32,170	42,740	54,770
120km		28,970	33,930	45,100	57,850
130km		30,480	35,690	47,460	60,930
140km		32,000	37,450	49,830	64,000
150km		33,510	39,210	52,190	67,080
160km		35,020	40,980	54,560	70,160
170km		36,540	42,740	56,920	73,230
180km		38,050	44,500	59,290	76,310
190km		39,560	46,260	61,650	79,390
200km		41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,530	8,730	11,640	15,130

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		12,370	14,370	18,430	23,040
20km		13,890	16,160	20,870	26,230
30km		15,410	17,960	23,320	29,410
40km		16,930	19,750	25,760	32,600
50km		18,460	21,550	28,210	35,790
60km		19,980	23,340	30,650	38,980
70km		21,500	25,130	33,090	42,160
80km		23,020	26,930	35,540	45,350
90km		24,540	28,720	37,980	48,540
100km		26,070	30,520	40,430	51,720
110km		27,580	32,280	42,790	54,800
120km		29,100	34,050	45,160	57,880
130km		30,620	35,820	47,520	60,960
140km		32,140	37,580	49,890	64,030
150km		33,660	39,350	52,260	67,110
160km		35,180	41,120	54,620	70,190
170km		36,700	42,880	56,990	73,260
180km		38,210	44,650	59,360	76,340
190km		39,730	46,410	61,720	79,420
200km		41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,560	8,750	11,650	15,140

沖縄総合事務局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
5km		10,440	12,220	15,890	19,900
10km		11,150	13,070	17,060	21,430
20km		12,580	14,760	19,390	24,500
30km		14,000	16,450	21,730	27,560
40km		15,430	18,140	24,060	30,620
50km		16,850	19,830	26,400	33,680
60km		18,280	21,520	28,730	36,740
70km		19,700	23,210	31,060	39,800
80km		21,130	24,900	33,400	42,860
90km		22,550	26,590	35,730	45,920
100km		23,980	28,270	38,070	48,980
110km		25,400	29,930	40,320	51,930
120km		26,810	31,590	42,570	54,870
130km		28,230	33,250	44,830	57,820
140km		29,650	34,910	47,080	60,770
150km		31,070	36,570	49,330	63,710
160km		32,490	38,230	51,590	66,660
170km		33,900	39,890	53,840	69,600
180km		35,320	41,540	56,090	72,550
190km		36,740	43,200	58,340	75,490
200km		38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		1,410	1,640	2,220	2,890

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基礎額	8時間制	基礎走行キロ小型車は100km小型車以外のもの130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロ小型車は50km小型車以外のもの60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130

(単位:円)

種 別		車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710
		東北	280	340	510	710
		関東	280	340	510	720
		北陸信越	280	340	510	710
		中部	280	340	510	710
		近畿	280	340	510	710
		中国	280	340	510	710
		四国	280	340	510	710
		九州	280	340	510	710
		沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770
		沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離……………	2割

Ⅳ 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号:4)
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)		香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5813		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	埼玉運輸支局	輸送担当	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号:2)
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)
	千葉運輸支局	輸送担当	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)
	茨城運輸支局	輸送担当	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号:3)
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号:3)
北陸信越運輸局	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号:1)				
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602				



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
TEL: 03-3354-1009 (代表) FAX: 03-3354-1019

令和
6年4月～
適用

事業者の皆様へ
ご注意ください

トラック運転者の

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則:**3,300時間**

最大:**3,400時間**

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則:**293時間**

最大:**320時間**

改正後

原則:**284時間**

最大:**310時間**

1日の休息期間

改正前

継続**8時間**

改正後

継続**11時間**を
基本とし、継続**9時間**

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】 労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^{（※1）} 、16時間まで延長可（週2回まで）	※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^{（※1）} 、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】 SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる ^{（※2、3）} 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える	※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。
特例	分割休息（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合） ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度	
	2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合） 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】 設備（車両内ベッド）が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要） ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可	※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
	隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合） 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可（2週間に3回まで） 2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない	
	フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない） ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

（注1）改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）をいう。
 （注2）本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達（令和4年基発1223第3号）の内容を含めて作成したものである。令和6年4月1日から適用される。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ前向きに検討をお願いします。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

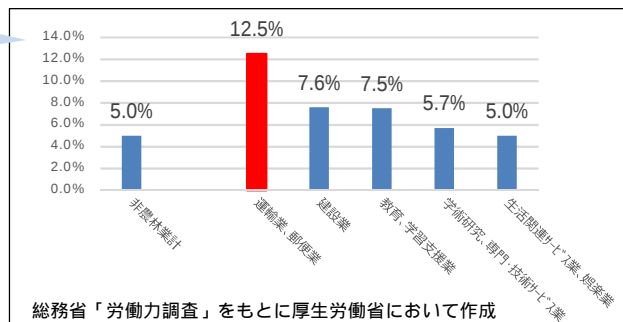
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

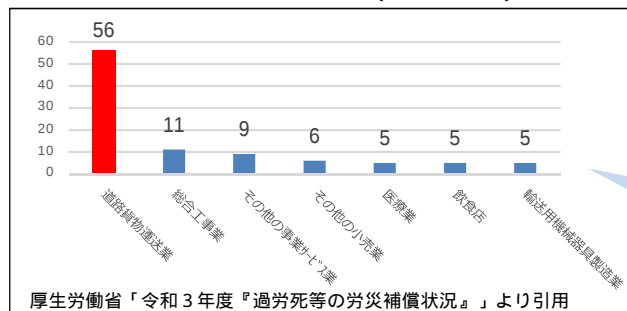
道路貨物運送業は、
他の業種に比べて
長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（上位業種）

雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も
最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示 が定められており
道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には
昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは
見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



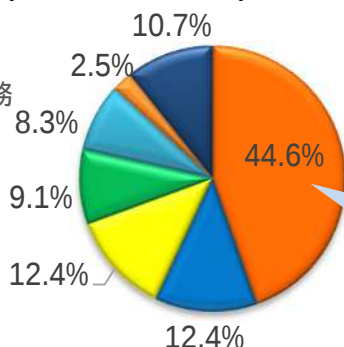
国民生活や経済活動に不可欠な
社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の
発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における
違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は
違反原因行為 が疑われる荷主に
「働きかけ」等を行っています

貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で
荷主都合による長時間の荷待ちが
約半数を占めています

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、
長時間の荷待ちを発生させないように努めましょう。

取り組み例

- ・ 納品時間の指定を柔軟にする
- ・ 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・ パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・ 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と
長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会(2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、
敷地が有効活用できるようになり、
近隣住民の方からの苦情も
なくなりました。



荷待ち時間解消のため
出荷順に合わせた荷置きを行ったら
ピッキング作業などが減り、自社の
積込み時間が削減できました。

構内のリフトマンや
荷受け作業員の作業の平準化
につながりました。おかげで、
ミスも減りました。



注文からお届けまでの
期間に余裕を持たせることで、
安定した物流サービスを受
けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、
トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。
また、改善基準告示に違反して安全な運転を確保できない
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や
裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。
労働災害防止のため、トラック運転者に荷役作業をお願いする
場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係
ないはずね。

中小企業



いえいえ。
荷主というのは、
荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、
荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。
また、会社の規模など関係ありません。
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		